

令和7年度関西圏観光誘客プロモーション事業 委託業務仕様書

1 委託業務名

令和7年度関西圏観光誘客プロモーション事業

2 事業目的

大阪・関西万博では国内外から多くの旅行者の来訪が予想され、この絶好の機会を逃すことなく、旅先として認知・選択されるよう、本県が有する観光をはじめ、自然・食・文化等のプロモーション等を集中して実施することで、認知度向上と誘客促進を図る。

3 事業の概要

(1) PRイベントの企画運営

関西圏在住者及び来訪者が集まる場所で、愛媛・伊予観光大使等を活用するなど愛媛県の認知度及び誘客向上を図る観光PRイベントを実施するとともに、集客や認知度向上のため広報・情報発信を行う。

(2) イベント実施回数と開催日

イベントの開催は原則3回^{*}とする。

※1回あたり1日以上とし、土日・祝日を含むことが望ましい。

※集客効果が高いと見込める場合は2回の開催で提案することも可能とする。

(3) イベント開催場所

関西圏主要駅や商業施設、イベント会場など、集客力がありPR効果が高い場所を選定すること。

なお、既に実施が予定されているフェアや物産展、集客イベント等の催事と連動して提案することも可能とする。

(4) 開催時期

令和7年6月～10月

ただし、四国観光立県推進愛媛協議会と協議のうえ、決定すること。

(5) メインターゲット

関西圏の在住者、来訪者

4 事業期間

契約締結の日から令和8年1月末まで

5 委託料

9,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※企画、運営、設営等に係る費用や賃借料、需用費等についてはすべて委託料に含む。

6 委託業務

(1) 全体調整

- ・事業全体の進行や進捗を管理する事務局を設置し、イベント全体の管理・運営を行うこと。運営マニュアルを作成し、四国観光立県推進愛媛協議会と協議のうえ、内容を決定すること。
- ・事業全体の進行を管理し、運営に係る一切の業務を行うとともに関係機関・出

店事業者等との連絡調整を行うこと。円滑に事業を遂行できるように本事業に係る担当者を適切に配置し、責任体制を明確にすること。また、イベント開催にあたっては、十分な人員を確保すること。

- ・イベントが数日に及ぶ場合、夜間、会場内の物品・備品管理に必要な措置を講ずること。
- ・雨天時も基本的に予定されている企画は全て実施するが、商品管理に関わる雨天対策を講ずること。なお、天候に影響を受ける企画については、雨天時対策の提案をすること。
- ・本事業にかかる情報共有等のため、四国観光立県推進愛媛協議会と定期的に打ち合わせを行うこと。

(2) 企画立案

関西圏の在住者、来訪者に、本県の観光への興味・関心を引き出し、本県の認知度向上及び本県への誘客に繋げられるよう、創意工夫を凝らした企画提案を行うこと。

なお、企画提案にあたっては、次の①～④を踏まえて提案すること。ただし、②～④は毎回含む必要はない。

また、愛媛・伊予観光大使等本県に縁のある者は1人以上を活用すること。

①観光PR

- ・愛媛県にまだ関心のない層にも訴求する内容とし、愛媛県への来訪者を増やすことや観光消費額の増加に繋がるよう検討すること。

②愛媛・伊予観光大使等本県に縁のある者やみきちゃん等愛媛県の公式キャラクターの活用

- ・愛媛・伊予観光大使等本県に縁のある者をゲストに招いてトークショーを行うなど、イベント参加者の増加を図り、誘客に繋がる工夫を盛り込むこと。
- ・みきちゃん等愛媛県の公式キャラクターを活用すること（着ぐるみは県貸与）。
なお、キャスティングや会場は、四国観光立県推進愛媛協議会と協議を行い、決定すること。

③本県のグルメ・製品のPR

- ・イベントの来場者が愛媛独自の魅力について興味関心を持ち、体感できるような内容とすること。また、来場者が自ら参加・体験し、楽しむことができる企画も含むこと。
- ・出店事業者、体験等イベント実施者が物販等を直接行う場合は、その売上(使用する商業施設に支払うロイヤリティ、手数料を差し引いたもの)は当該事業者の収益とすること。
- ・物販等を行う場合は、出店できる事業者は露店営業許可等の必要な許可を取得している事業者のみとし、出店受付の際、それら許認可の取得状況について確認すること。
- ・火気の取扱いや敷地内への車両の乗り入れ等については、出店場所の規則に従うこと。

④その他集客や本県の認知度向上に繋がる企画

- ・例えばクイズや抽選会など集客に繋がる企画を盛り込むこと。

(3) イベントスペースの設営・運営・撤去

- ①来場者の安全・安心確保並びに快適に体験できる会場づくり等を行い、円滑にイベントを運営すること。
- ②イベントに必要な会場の施行及び水道・光熱・通信費等出展に係る一切の各種手続き、届出（保健所等への届出を含む）を行うこと。
- ③イベント終了後は、現状復旧を行うこと。

（４）広報・情報発信

- ①集客を図るため、各種メディアや SNS、著名人等を活用した効果的な広報を行うこと。
- ②マスメディアや SNS を活用し、イベント前後の P R に加え、例えばプレゼントキャンペーン等を実施するなど、効果的な広報活動を実施すること。
- ③予算内で作成可能な広報物や広報施策があれば提案すること。

（５）アンケートの実施と効果測定

- ①来場者、出店事業者等の集計を行うとともに、来場者や出店事業者等向けアンケートを実施し、結果をとりまとめること。アンケートの実施に当たっては、事業目的に鑑み、本イベントの効果検証が行えるよう設問設計を工夫し、事前に四国観光立県推進愛媛協議会の承認を得たうえで実施すること。
- ②来場者及び出店事業者等へ実施するアンケートやヒアリング内容、売上げ実績等を分析し、報告書を作成すること。また、同報告書の内容を契約期間満了日までに出店事業者等へフィードバックを行うこと。

（６）成果指標と目標数値の設定

- ・本事業の成果指標と、目標数値について提案すること。なお、成果指標は下記の３つを必須で設定し、下記以外の指標については自由に提案すること。

成果指標	補足
イベント集客数	イベント全体の集客数、会場への来客数など、直接的な効果が測れる数値とすること。
メディア掲載数	TV、新聞、WEB 等のメディアに掲載された記事の数とする。
「いよ観ネット」Instagram のフォロワー増加数	契約期間内で増加したフォロワー数とする。

（７）その他

- ①当日猛暑が予想される場合、イベント来場者や出演者及び関係者に対し、休息場所の用意や定期的な水分補給の呼びかけ等、適切な熱中症対策を行うこと。
- ②イベント開催中のリスクに備える保険（来場者用傷害保険など）へ加入すること。

７ 業務の再委託について

- ・契約業務の一部を委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を提示し四国観光立県推進愛媛協議会の承認を得ること。
- ・再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- ・受託者は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。再委託範

囲に個人情報の取扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保すること。

8 成果品の提出

受託者は委託業務終了後、下記により速やかに業務実施報告書（様式任意）を提出すること。同報告書には、プロモーション効果・実績（定量的データ分析等）・今後の改善策・事業実施状況写真などを含むこととする。

○製本した報告書：1部

○提出先：四国観光立県推進愛媛協議会 会長 中村 時広

9 第三者への使用許諾等

（1）第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、広告の使用について適当と認められる場合に限り、四国観光立県推進愛媛協議会が行うものとする。

（2）権利関係の処理

①素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

②受託者又は発注者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。

③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

10 その他留意事項

（1）著作権等の取扱い

本業務における著作権等の取扱いについては、本業務委託契約書に定める規定によるほか、以下のとおりとする。

①本業務により作成された成果物等の著作権は、発注者に属するものとし、受託者は、成果物等が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物等に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が追うものとする。また、成果物等に誤りや不備が発見された場合は、委託期間終了後であっても受託者の責任において無償で訂正、補償等を行うものとする。

②受託者は、成果物等に係る著作者人格権を行使するときにおいても、発注者及び発注者の指定する者に対して、これを行わないものとする。

③成果物等の中に既に受託者が著作権を保有している著作物が含まれている場合は、当該著作物の著作権は、受託者に帰属するものとする。

④ここに記載のない事項については、四国観光立県推進愛媛協議会と受託者で協議のうえ処理することとする。

（2）受託業務の推進にあたっては実施内容を事前に協議するなど、四国観光立県推進愛媛協議会との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけることとする。

（3）この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ四国観光立県推進愛媛協議会と協議のうえ決定するものとする。

（4）企画内容について、四国観光立県推進愛媛協議会から企画の補正を指示する場合がある。